



2017年9月12日発行

NPO法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

「成年後見支援センターだより」

編集責任者 藤本 直也  
〒253-0043 茅ヶ崎市元町5-22  
永井ビル3階  
電話・FAX 0467-85-6660



## <地域福祉関連業務(成年後見制度関係)の事務移管について>

茅ヶ崎市役所福祉部福祉政策課福祉政策担当 鈴木 貴之  
古川 奈々子

これまで茅ヶ崎市では、権利擁護や成年後見制度に関する事務について、制度を利用することが多い高齢者と障害者の所管課である高齢福祉介護課と障害福祉課において、共同で事務を所管してまいりました。

しかしながら、そもそもの制度の対象者は「意思決定に支援が必要な方」であるため、高齢者や障害者にとどまらないこと、また、成年後見制度の利用促進については、権利擁護を進める取り組みとして、地域の支え合いの推進、地域福祉の推進に寄与するものであり、市民後見人の養成が地域福祉を担う人材育成につながるものであること、さらに、制度の普及啓発と個別の対応については切り分けて対応するほうが効果的であることなどから、平成29年度からは、「福祉政策課」において、成年後見制度の全般に関することを所管することとなりました。

(制度利用に係る個別の支援については、引き続き高齢福祉介護課及び障害福祉課で対応いたします。)

国においては、平成28年4月15日には「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が公布され、同年5月13日に施行されました。法律では、成年後見制度は財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという現状から、成年後見制度の利用の促進について、総合的かつ計画的に推進するとされています。

高齢化が進み、認知症高齢者の増加等により成年後見制度の需要がさらに高まる中で、成年後見支援センターでは、制度の概要や申し立て手続きに関する相談から制度の利用にあたっての複雑な事情が絡んだ多岐にわたる相談まで、専門性を発揮して対応していただいております。今後も、相談業務で培っ

た経験を生かし、他の相談支援機関や専門職団体等との連携強化を図りながら、センター利用者の相談支援に取り組んでいただくことを期待しております。

市としましても、成年後見制度の利用の促進に関する施策を推進するとともに市民の皆様の権利擁護の体制の構築に取り組んでまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。



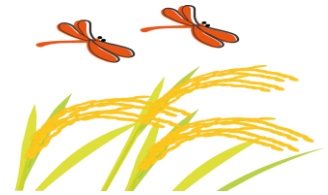
## \* 2016年度成年後見支援センター相談内容 \*

成年後見支援センター(以下「当センター」と略称します)の2016年度(2016年4月~2017年3月)における相談支援の概要をご紹介します。以下の相談内容は、当センターに課せられた守秘義務に鑑み、相談ケースを特定できない程度に簡略化してあります。

- ・継続的な相談ケースも多く、一人の親族後見人から、月間で8回の相談ケースがありました。
- ・親族後見人が、家庭裁判所へ提出する書類作成のため、当センターに数回来所されました。
- ・当センターに申立相談をし、親族後見人に選任された相談者から、当センターを紹介された知人が、後見開始の申立のため相談に来所されました。
- ・親族後見人を希望される申立相談では、家庭裁判所から預貯金額により、後見制度支援信託の利用または後見監督人を付けるよう言われるので、あらかじめ相談者にそのことを説明しています。
- ・長年にわたり親族後見人をしている高齢者から、体力的に後見活動が難しくなったので、後見人を専門職に交代したいと、後見人辞任と後任者の選任の手続きについて相談がありました。
- ・親族後見人に就任後、初めて当センターに相談に来た方のお話で、後見開始の審判の確定前に後見人の仕事を行っていたことが分かったので、適正な後見活動について説明しました。
- ・8月は新規相談8件中、3件が任意後見契約に関する相談でした。
- ・9月開催の福祉相談室との意見交換会后、福祉相談室から任意後見に関する相談が3件ありました。
- ・当センター主催の出前ミニ講座を開催し、「成年後見制度」についてパワーポイントを使いながら、いくつかの事例を交え説明しました。説明終了後に活発な質疑応答がなされました。
- ・当センター主催の講演会後の個別相談会で、4組(5名)の相談に対応しました。また、予約のない参加者の相談にも対応しました。さらに相談予約した方から、当センターでの個別相談の申し出もありました。



- ・市主催の成年後見制度講演会で、当センターの紹介を聞いた親族後見人から、家庭裁判所への報告について相談がありました。
- ・県外に住む親の後見相談で、「県外の社会福祉協議会のあんしんサービス（日常的金銭管理サービス）の利用契約をした」と、後日市内に住む相談者から報告がありました。
- ・生活保護受給の可能性のある方の後見人候補者について、いくつかの関連機関と連絡を取り合いました。
- ・市内の金融機関の職員から、後見人が追加選任された場合、預金通帳へ新後見人名を追記するのか問合せがありました。個別のケースのため家庭裁判所の担当書記官に直接確認するよう伝えました。
- ・市生活支援課、地域包括支援センター、福祉相談室、ケアマネジャー、グループホーム職員など関係機関から、多くの相談が寄せられました。
- ・障害のある方に関する後見制度の相談7件中（月間）、4件は精神障害者に関する相談でした。
- ・後見開始の申立のため家庭裁判所に予約をしたが、指定された受理面接の期日前に本人が死亡したので、今後どのように対処したらよいか、申立人から相談がありました。
- ・後見制度を利用すると、親族間の対立がさらに悪化することが懸念される相談では、慎重に対応することを当センターの職員間で確認しました。
- ・相談者から、「親族について後見開始の審判の取消しがなされた」と報告がありました。
- ・上記以外にも、相談者から当センターが相談支援を行ったケースについて「後見開始の審判後の本人の状況について」、「自分が後見人に選任されました」、「本人が死亡したので終了登記を申請した」など、数件の報告がありました。多い月には、当センターに月間5件の報告がありました。



## \* 出前ミニ講座の報告 \*

### < 茅ヶ崎市鶴嶺西地区民生委員児童委員 >

平成29年6月6日(火)午前11時から鶴嶺西コミュニティーセンターにて22名の参加者を得て、出前ミニ講座を開催しました。常日頃からご近所の相談にのり又安否確認を行なっているなど、活発に活動されている民生委員の方々に「成年後見制度とは?」と題しお話しました。興味深そうにうなずく方、真剣な眼差しを向けて聴き入る人など、説明している私たちも力が入りました。参加者の中には後見制度に関心のある方も見受けられ、成年後見制度の裾野が広がってくれる事を願う講座でした。

## <茅ヶ崎くらしの会勉強会>

平成29年6月15日(木) 午前10時から約1時間半、茅ヶ崎市男女共同参画推進センター「いこりあ」にて茅ヶ崎くらしの会の勉強会として、成年後見制度出前ミニ講座を開催しました。

冒頭、湘南ふくしネットワークオンブズマン成年後見支援センター設立までの経緯、役割を紹介し、続いて、神奈川県社会福祉協議会作成のDVD「楽しく学ぶ成年後見制度」、落語家桂ひな太郎さんによる成年後見制度の分かりやすい解説を視聴しました。

その後、パワーポイント資料を参考に、身近な事例を交えて、法定後見制度について説明。続けて、任意後見の実例をホワイトボードとマグネットシートを活用して分かり易く解説しました。

都合により、参加者は3名でしたが、かえってアットホームな中での講座となりました。アンケートでは、「具体的な内容が聞けて良かった」、「もっと詳しく知りたい」、「相談できるところがわかってよかった」の反応がありました。

「茅ヶ崎くらしの会」とは：消費生活センターの勉強会の中から発足、日々起りうる消費生活全般に関連した事項を講習会等で習得し、豊かな生活と明るい社会づくりを目的に活動しています。

2017年度成年後見支援センター主催シンポジウム・相談会

### 地域で支える認知症高齢者～想いをつなぐ成年後見制度～

シンポジストとして、成年後見人や茅ヶ崎市高齢福祉介護課、茅ヶ崎市社会福祉協議会、地域包括支援センターまたは福祉相談室の各担当者や民生委員児童委員等の方々を予定しています。

日時：2017年11月25日(土) 13時30分～ 終了後相談会あり

場所：茅ヶ崎市男女共同参画推進センター「いこりあ」大会議室



**詳細は後日お知らせいたします!**

#### 編集後記

- ・ネットワークを利用して、原稿依頼(C)
- ・ミサイルに戦前を垣間見た今年の夏(Y)
- ・出前ミニ大繁盛!ご注文よろしく!(N)
- ・センターに涼しさ呼び込む虫の声(M)
- ・目的はオールフォーワンで支え合い(H)
- ・後ろから見まもって、意思決定支援(T)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

#### 成年後見支援センター

住所：茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX：0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります・要予約